



メルペイ 加盟店運用ガイドライン(2025年1月8日改定版)

メルペイ 加盟店運用ガイドライン(以下「本ガイドライン」といいます。)は、株式会社メルペイ(以下「弊社」といいます。)が定める加盟店規約(外部加盟店用)(以下「本加盟店規約」といいます。)に定義する「ガイド」の一部を構成するものです。

本ガイドラインは、本サービスにおけるルールの一つとして示すものであり、加盟店は、本ガイドラインに同意をした上で、本ガイドラインの定めに従って本サービスを取り扱わなければなりません。加盟店は、本サービスを取り扱うことにより、本ガイドラインに同意をしたものとみなされます。なお、本ガイドラインにおける用語の定義は、本ガイドラインにおいて定める場合のほか、本加盟店規約に定めるところによるものとします。

基本事項

- 弊社と本加盟店契約を締結している限り、加盟店は、関連法令(例えば「特定商取引に関する法律」「不当景品類及び不当表示防止法」「資金決済に関する法律」「割賦販売法」「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」等)・関連ガイドライン、本加盟店規約のほか、本ガイドラインの定めを遵守し、本ガイドラインに定める基準を満たさなければなりません。
- 本ガイドラインの定めは、加盟店が遵守すべきルールの一つであり、これらを満たす事業者との本加盟店契約の締結又は継続を保証するものではありません。
- 加盟店が、本ガイドラインに違反した場合、弊社は、本加盟店規約の定めに基づき、本加盟店契約を解除することがあります。また加盟店が、本ガイドラインに違反している疑いがある場合、弊社は加盟店に対する本サービスの提供を停止することがあります。
- 弊社は、必要に応じ、弊社が運営するウェブサイト又はアプリケーション内の適宜の場所への掲示その他弊社所定の方法による通知をすることにより、本ガイドラインの内容を随時変更できるものとします。本ガイドラインの変更後に、加盟店が本サービスを取扱った場合には、加盟店は、本ガイドラインの変更同意をしたものとみなされます。弊社は、本ガイドラインの変更により加盟店に生じたすべての損害について、弊社に故意又は過失がある場合を除き、責任を負いません。なお、本ガイドラインの変更同意しない加盟店は、本サービスの利用を停止してください。

加盟店基準

1. 弊社が特に認めた場合を除き、加盟店は以下の基準を満たさなければなりません。
 - 法人の場合:日本国内において法人格を有すること
個人の場合:日本国内に現住所のある個人事業主であり、本加盟店契約の申込みを行う時点で満20歳以上であること
 - 本サービスを利用する店舗は、日本国内に存在すること
 - 本加盟店規約及び本ガイドラインで禁止業種と定める事業に該当しないこと
2. 加盟店は、適切な個人情報保護管理体制を確立しなければなりません。

禁止行為

弊社が特に認めた場合を除き、以下の行為を禁止します。

- 換金を目的とする取引又は決済
- 加盟店又は加盟店の運営責任者あるいはそれに相当する者による自己取引又は架空取引(但し、試験的に本サービスを利用する場合等の正当な理由に基づく場合を除きます。)
- ユーザーとの売買契約又は役務提供契約を伴わない取引又は決済
- 加盟店が弊社に届け出た店舗以外及び店舗所在地以外での取引又は決済
- 本加盟店規約又は本ガイドラインに定める禁止商材の取引又は決済
- 政治団体、宗教団体その他の団体への加入を勧誘する又は寄附を求める行為を伴う取引又は決済
- 商品、役務、権利の引き渡し又は提供が概ね3ヶ月以上先となるような予約販売等における前払いとしての事前決済
- 加盟店以外の第三者が売主としての義務を負う商品、役務、権利等に対する決済
- 割賦販売、前払割賦又は実質的に割賦販売の支払いに充当する支払方法や、他社ローン等の残額あるいは頭金に充当するような支払方法となる決済
- 加盟店規約又は本ガイドラインで定める禁止商材を掲載している広告やWebサイトへの誘導、リンクの設置
- 誇大広告や虚偽広告又はそのおそれのある広告
- その他、本加盟店規約に定める禁止行為

禁止業種・業態・取引形態等

弊社が特に認めた場合を除き、以下の業種・業態・取引形態を禁止します。

- 連鎖販売取引、マルチ商法、マルチビジネス、無限連鎖販売
- 業務提供誘引販売取引
- 電話勧誘販売
- 訪問販売
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で定める風俗営業
- 成人向け商材を中心とする業態
- 相席を目的とするなど通常の飲食以外を目的とした飲食店等
- 食品衛生法の適用を受けない飲食業態
- 資格、許認可等の法令の要件を充足しない無店舗又は移動店舗による営業形態
- 探偵業、興信所等
- オークション、競売
- 金融業、決済業等(銀行業、証券業、貸金業、無登録金融取引業者、その他金融業、企業間決済、個人間決済、両替等を含む)
- 貴金属等の換金性の高い商材買取を行う業態
- 個人輸入代行
- ドロップ SHIPPING

- 本ガイドラインで定める禁止商材・役務・権利等を主として取り扱う業態
- その他、弊社が社会通念上又は本サービス運営上不相当と認める業種・業態・取引形態

禁止商材・役務・権利等

弊社が特に認めた場合を除き、以下の商材、役務又は権利の取引又は決済を禁止します。

- 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの並びに法令違反を助長するもの又はおそれのあるもの
- 窃盗、強盗、詐欺、恐喝、横領、背任その他の犯罪により入手した商品又はそのおそれがある商品
- 偽ブランド品等の第三者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- 個人情報に掲載された名簿等の個人情報を取引対象とするもの
- 種の保存法及び関係法令で定める希少野生動植物種
- 銃砲刀剣類所持等取締法に違反するもの及びそれに限らず武器として使用される目的を持つ商品や犯罪に使用されるおそれのある商品
 - ダガーナイフ、弾丸、ボウガン、スタンガン、スリングショット、ナックルダスター、ヌンチャク、催涙スプレー、特殊警棒、改造エアガン及びその部品等
 - 銃砲刀剣類所持等取締法第14条に基づき美術品もしくは骨董品として価値のある古式銃砲及び刀剣類で都道府県教育委員会に登録があるものを除く
- いわゆる危険ドラッグ等、医薬品医療機器等法及び関係法令や条例等による指定薬物及び同様の薬物濫用のおそれがあるもの
- その他犯罪に使用されるおそれのある商品
 - 盗聴器、超小型カメラ、赤外線カメラ等盗聴・盗撮に使用されるおそれのあるもの
 - 電波妨害装置、ジャマー 等
 - 開錠工具、錠と対になっていない鍵、イモビカッター 等
- 賭博を目的とするものや、偶然の結果に基づきポイント・景品その他の利益の得喪を争うもの、その他射幸心を煽るもの、投機的なもの、またはそれらに該当する恐れがあるもの
- 換金性の高い商品又は換金を目的とした商品
- 寄附、募金など対価を伴わないもの
- 寺社等における賽銭、祈祷料等
 - 名目は問わず御守、御朱印帳等の物品購入の対価としての相当性が認められるものを除く
- 税の代行收受
- 不動産取引における敷金、保証金、礼金、権利金、保険料(積立・貯蓄型)等
 - 賃料、更新料、仲介手数料、保険料(掛捨て)等の、ユーザーが物品を購入し、もしくは借り受け、または役務の提供を受ける場合の対価にあたるものは除く
- 非対面取引におけるたばこ、電子タバコ、タバコ装身具及びそれに類するもの
- 非対面取引における医薬品販売
- 高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器(コンタクトレンズを除く)
- 日本国内で未認可の医薬品成分を含むもの、医療機器
- 劇毒物

- 人体及び人体の一部、血液、又はそれらに類するもの
- 施工後に一括して支払いを受ける以外の支払い方法を前提とした住宅設備等のリフォーム
- 特定商取引に関する法律で定める特定継続的役務の提供又は提供を受ける権利
- 育毛・発毛に関する商品又は役務
- 金融商品(商品先物取引、貸金業にあたる取引、保険等)
- 宝くじ、勝馬投票券などの公営競技投票券
- リゾート会員権、ゴルフ会員権など保養のための施設またはスポーツ施設を利用する権利等
- 仮想通貨(暗号資産)
- 医薬品医療機器等法、健康増進法その他の法令に基づかず医薬品的な効果効能を表示するもの
- 開運、魔除け、占い、易、民間療法、その他科学的根拠を伴わず、ユーザーを迷わせ、不安を与えるおそれがあるもの
- わいせつ物、児童ポルノの売買等を行うもの、売春、児童買春を助長する又はそのおそれがあるもの
- 刺青、アートメイク
- 情報を商品としたもの(コンピュータウイルス等のデジタルコンテンツを含む)
- 取引に際して法令で義務付けられている免許、資格要件を満たしていないもの
- 同業他社や市場価格と比較して著しく高価な商品、役務または権利
- 人種、国籍、職業、性別、思想、信条、身体的特徴、その他による不当な差別若しくは当該差別を助長するもの又はそのおそれがあるもの
- 特定の個人、団体、国の名誉を傷つけたり、中傷、差別するもの又はそれらを助長するもの
- 公序良俗に反するもの
- その他、弊社が社会通念上又は本サービス運営上不適当と認めるもの

許認可等を必要とする商材等の取り扱い

以下の業種や販売や提供にあたって資格や許認可が必要となる商品や役務等を扱う場合、弊社は本加盟店契約締結前、又は締結後に許認可書類の写しや許認可番号等の提出又は提供を要求する場合があります。この場合、加盟店は、遅滞なく、弊社の要求に従ってこれを提出又は提供するものとします。

- 古物商における古物商許可証、古物商許可番号等
- 飲食店における食品営業許可
- コンタクトレンズ販売における高度管理医療機器販売業の許可
- 鍼灸における鍼灸師免許
- 美容室、まつげエクステ等における美容所開設検査確認(済)証、美容所登録証等
- 不動産業における宅地建物取引業免許、免許番号等
- 自動車整備工場等における自動車分解整備事業認証書、認証番号等
- 個人タクシーにおける運転者証、許可番号等
- 旅行業における旅行業登録票、登録番号等
- ホテル、旅館等における旅館業営業許可証、旅館業許可証等
- その他弊社が必要と判断した場合の許認可書類や許可番号等

2025年1月8日改定

2020年9月7日制定